

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表  
 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案

政府案

目次

第一章・第二章（略）

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節〜第三節（略）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条―第

四十七条の二の二）

第四章・第五章（略）

附則

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限）

第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を實質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係

目次

第一章・第二章（略）

第三章 派遣労働者の就業条件の整備等に関する措置

第一節〜第三節（略）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条―第

四十七条の二）

第四章・第五章（略）

附則

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限）

第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を實質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係

る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の五十以下となるようにしなければならない。

(均等待遇原則)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金を決定するに当たっては、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。)に雇用される労働者の賃金水準との均等を図るよう努めなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対する教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置について、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等を図るよう努めなければならない。

(派遣先への通知)

る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。)が百分の八十以下となるようにしなければならない。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先(当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。)に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経歴等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するよう配慮しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者について、教育訓練及び福利厚生の実施その他当該派遣労働者の円滑な派遣就業の確保のために必要な措置を講ずるよう配慮しなければならない。

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

(削る)

二・三 (略)

(削る)

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その雇用する日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)について労働者派遣を行つてはならない。

(削る)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないうで雇用する労働者であるか否かの別

三・四 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、年次有給休暇の取得に対する協力等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者に対し、派遣労働者であることを理由として、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与について、差別的取扱いをしてはならない。

4 (略)

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同

するときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

3 (略)

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同

じ。 ) について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 その業務を迅速かつ的確に遂行するために高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とし、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つと認められる業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

(削る)

(削る)

二〇四 (略)

二〇六 (略)

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。)について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年

じ。 ) について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二〇四 (略)

二〇六 (略)

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。)について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年

が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしなければならぬ。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号））第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件（労働契約の期間を除く。）を内容とする期間の定めのない労働契約の申込みをしたものとみなす。

六  
が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしなければならぬ。  
ただし、当該同一の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めずに雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号））第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号））第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一〇四 (略)

254 (略)

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な措置を講じなければならぬ。

2 (略)

（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの

一〇四 (略)

254 (略)

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な措置を講じなければならぬ。

2 (略)

（離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの

禁止)

第四十条の九 (略)

2 派遣先は、第三十五条の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

(労働組合法の適用に関する特例)

第四十七条の二の二 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する使用者とみなして、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第七条第二号の規定を適用する。

禁止)

第四十条の九 (略)

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

(新設)



働者のみである労働者派遣事業をいう。

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものを行い、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一・二（略）
- 三 物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものを行い、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一・二（略）
- 三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣（次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において

四 警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないとして認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第四号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

## 第二章 (略)

### 第二節 労働者派遣事業の許可等

(削る)

(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可

単に「労働者派遣」という。）により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。）

四 警備業法（昭和四十七年法律第一百七十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないとして認められる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号及び第四号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

## 第二章 (略)

### 第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業

(一般労働者派遣事業の許可)

第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の

を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 (略)

3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一〜三 (略)

四 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を

許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 (略)

3 前項の申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一〜三 (略)

四 第十四条第一項(第一号を除く。)の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第二十一条第一項の規定によ

経過しない者

五 第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

六 第十四条第一項の規定による労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定によ

り特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しない者

五 第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの

六 第十四条第一項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又

る労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八十二（略）

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 （略）

は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八十二（略）

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 （略）

(許可の有効期間等)

第十条 (略)

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 5 (略)

(変更の届出)

第十一条 派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該変更に係る事項が労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を

(許可の有効期間等)

第十条 (略)

2 前項に規定する許可の有効期間(当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間)の満了後引き続き当該許可に係る一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 5 (略)

(変更の届出)

第十一条 一般派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可

交付しなければならぬ。

4 派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。

(事業の廃止)

第十三条 派遣元事業主は、当該労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

2 (略)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 四 (略)

2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

証を交付しなければならぬ。

4 一般派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。

(事業の廃止)

第十三条 一般派遣元事業主は、当該一般労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

2 (略)

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 四 (略)

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第十五条 派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に労働者派遣事業を行わせてはならない。

(削る)

第十六条から第二十二條まで 削除

(名義貸しの禁止)

第十五条 一般派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に一般労働者派遣事業を行わせてはならない。

第二款 特定労働者派遣事業

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならぬ。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2 前項の届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(事業開始の欠格事由)

第十七条 第六条各号のいずれかに該当する者は、新たに特定労働

者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行つてはならない。

(書類の備付け等)

第十八条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第十六条第三項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

らるる。

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時同条第四号に該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 特定派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

(事業報告等)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣

(事業報告等)

第二十三条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、

労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

255 (略)

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二条第四号に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に関し、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣（以下単に「労働者派遣」という。）（当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関

元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

255 (略)

(職業安定法第二十条の準用)

第二十四条 職業安定法第二十条の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二条第三項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に関し、労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣（以下単に「労働者派遣」という。）（当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業

し、労働者派遣（当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者（労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。）」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

（契約の内容等）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。

5～7（略）

（削る）

所に関し、労働者派遣（当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者（労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。）」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

（契約の内容等）

第二十六条（略）

2・3（略）

4 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

5～7（略）

（有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等）

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（相同期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないうで雇用される労働者への転換を推進すること

が適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。）の希望に応じ、次の各号のいずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

一 期間を定めずに雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めずに雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあっては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めずに雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めずに雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(均等待遇原則)

第三十条 (略)

2 (略)

(均等待遇原則)

第三十条の二 (略)

2 (略)

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条の二 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならぬ。

一 (略)

二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別

三・四 (略)

2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(期間を定めずに雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その期間を定めずに雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条の三 (略)

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならぬ。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(新設)

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その業務を迅速かつ的確に遂行するために高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とし、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二〇四 (略)

2 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 派遣先は、第三十条の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

(期間を定めずに雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

一 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合

二〇四 (略)

2 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 (略)

2・3 (略)

4 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の十 (略)

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五条第一項の許可を受けずに労働者派遣事業を行った者

三 (略)

四 第十四条第二項の規定による処分に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条の九 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の十 (略)

2 派遣先は、第三十五条の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければならない。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五条第一項の許可を受けずに一般労働者派遣事業を行った者

三 (略)

四 第十四条第二項又は第二十一条の規定による処分に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

一 第四十九条の三第二項の規定に違反した者

二 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書又は第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第二十三条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 六 (略)

附 則

(削る)

一 第十六条第一項に規定する届出書を提出しないで特定労働者派遣事業を行った者

二 第二十二條又は第四十九條の三第二項の規定に違反した者

三 (略)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する申請書、第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類、第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十条若しくは第二十三条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 六 (略)

附 則

4 第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該事業所において前

(削る)

条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合における当該業務に限る。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについて一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨とする。

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなくつたと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

(削る)

6 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

修正案

政府案

（業務等）

（業務等）

第四十二条（略）

第四十二条（略）

2と4（略）

2と4（略）

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業（以下「労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

5 シルバー人材センターは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、第一項第四号の業務として、その構成員である高年齢退職者のみを対象として労働者派遣法第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業（以下「一般労働者派遣事業」という。）を行うことができる。

6 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。

6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款、第三十条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、

同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第二項</p>	<p>前項の許可を受けようとする者</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第四十二条第五項の規定により届け出て労働者派遣事業を行おうとする者</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第六条 (略)</p>	<p>前条第一項の許可を受けることができない</p>	<p>新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行つてはならない</p>
<p>第六条第四号</p>	<p>労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日</p>	<p>労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日</p>

次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第二項</p>	<p>前項の許可を受けようとする者</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第四十二条第五項の規定により届け出て一般労働者派遣事業を行おうとする者</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第六条 (略)</p>	<p>前条第一項の許可を受けることができない</p>	<p>新たに一般労働者派遣事業の事業所を設けて当該一般労働者派遣事業を行つてはならない</p>
<p>第六条第四号</p>	<p>一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第二十一条第一項の規定により特定</p>	<p>一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日</p>

	第六條第五号	
	第十四條第一項の規 定により労働者派遣 事業の許可を取り消 された者が法人であ る場合（同項第一号 の規定により許可を 取り消された場合	シルバー人材センタ ーが第十四條第一項 の規定により労働者 派遣事業の廃止を命 じられた場合（同項 第一号の規定により 廃止を命じられた場 合
(削る)	(略)	(削る)
第六條第五号	労働者派遣事業の廃 止を命じられ、当該 取消し又は命令の日	シルバー人材センタ ーが第十四條第一項 の規定により一般労 働者派遣事業の許可を取 り消された者が法人 である場合（同項第 一号の規定により許 可を取り消された場 合
	第十四條第一項の規 定により一般労働者 派遣事業の許可を取 り消された者が法人 である場合（同項第 一号の規定により許 可を取り消された場 合	シルバー人材センタ ーが第十四條第一項 の規定により一般労 働者派遣事業の廃止 を命じられた場合（ 同項第一号の規定に より廃止を命じられ た場合
	又は第二十一條第一 項の規定により特定 労働者派遣事業の廃 止を命じられた者が 法人である場合（当 該法人が第一号又は 第二号に規定する者 に該当することとな ったことによる場合	(略) において

(略)	第六条第七号	(略)	届出をした者が法人である	(略)	(削る)	労働者派遣事業の許可の取消し	(略)	取消し	(略)
								命令	
(略)	(略)	(略)	届出をした	(略)	(削る)	労働者派遣事業の廃止の命令	(略)		

(略)	第六条第七号	(略)	届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である	(略)	届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出	一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令	(略)	取消し又は命令	(略)
								命令	
(略)	(略)	(略)	届出をした	(略)	届出	一般労働者派遣事業の廃止の命令	(略)		

第六十一条第一 (略)	第二十六条第四 項	第十四条第一項 、第五条第一項の許 可を取り消すことが できる
第五條第二項(第十 (略)	第五條第一項の許可 を受け	労働者派遣事業の廃 止を、当該労働者派 遣事業(二以上の事 業所を設けて労働者 派遣事業を行う場合 にあつては、各事業 所ごとの労働者派遣 事業。以下この項に おいて同じ。)の開 始の当時第六條第四 号から第七号までの いずれかに該当する ときは当該労働者派 遣事業の廃止を、命 ずることができる
第五條第二項に規定 (略)	第五條第二項の規定 により届出書を提出 し	

第六十一条第一 (略)	第二十六条第四 項	第十四条第一項 、第五条第一項の許 可を取り消すことが できる
第五條第二項(第十 (略)	第五條第一項の許可 を受け	一般労働者派遣事業 の廃止を、当該一般 労働者派遣事業(二 以上の事業所を設け て一般労働者派遣事 業を行う場合にあつ ては、各事業所ごと の一般労働者派遣事 業。以下この項にお いて同じ。)の開始 の当時第六條第四号 から第七号までのい ずれかに該当すると きは当該一般労働者 派遣事業の廃止を、 命ずることができる
第五條第二項に規定 (略)	第五條第二項	

号	<p>条第五項において準用する場合を含む。        )に規定する申請書        又は第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類</p>	<p>する届出書、同条第三項に規定する書類</p>
号	<p>条第五項において準用する場合を含む。        )に規定する申請書        第五条第三項(第十条第五項において準用する場合を含む。)に規定する書類</p>	<p>する届出書、同条第三項に規定する書類</p>

7 前二項に定めるもののほか、第五項の規定による労働者派遣事業に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

7 前二項に定めるもののほか、第五項の規定による一般労働者派遣事業に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

修正案

政府案

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条の規定 公布の日

二 第二条及び第五条の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十四条、第十六条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 (略)

2 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者がこの法律の施行により労働者派遣による就業ができなくなる場合には、当該派遣労働者の雇用の安定を図るため、引き続き同一の業務に従事させるために当該派遣労働者を雇い入れる等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(派遣労働者の雇用の安定)

第二条 (略)

(新設)

(傍線部分は修正部分)

(検討)

第三条 (略)

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(附則第十条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。)の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条において「新一条による改正後の労働者派遣法」という。)第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

(検討)

第三条 (略)

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律又は第四条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(附則第七条において「旧高年齢者等雇用安定法」という。)の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行っている者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置)

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(次条において「新労働者派遣法」という。)第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

(日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に  
関する経過措置)

第六条 第一条による改正後の労働者派遣法第三十五条の三、第三  
十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される  
労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規  
定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労  
働者の保護等に関する法律(次項、次条及び附則第九条において  
「第二条による改正前の労働者派遣法」という。)第五条第一項  
の許可(以下この項において「旧許可」という。)を受けている  
者は、同号に掲げる規定の施行の日(第二条の規定による改正後  
の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に  
関する法律(次項、次条及び附則第九条において「第二条による  
改正後の労働者派遣法」という。)第五条第一項の許可を受けた  
者とみなす。この場合において、当該許可を受けた者とみなされ  
る者に係る許可の有効期間は、旧許可の有効期間の残存期間とす  
る。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改

(日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に  
関する経過措置)

第六条 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及  
び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契  
約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

(新設)

正前の労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日に第二条による改正後の労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をした者とみなす。

(一般労働者派遣事業の許可証に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けている許可証は、第二条による改正後の労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(労働者派遣事業の許可の欠格事由等に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の労働者派遣法第六条第四号から第七号まで（第五条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに該当している者に係る第二条による改正後の労働者派遣法第五条第一項の許可又は第五条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第五項の規定により届け出て行おうとする労働者派遣事業に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

2 附則第七条第一項の規定により第二条による改正後の労働者派

(新設)

(新設)

遣法第五条第一項の許可を受けた者とみなされる者又は附則第一  
条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正後  
の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第五項の規  
定により届け出て労働者派遣事業を行っている者に対する許可の  
取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関して  
は、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例に  
よる。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過  
措置)

第十条 (略)

2 (略)

(罰則に関する経過措置)

第十一条 (略)

(政令への委任)

第十二条 (略)

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正に伴う経過  
措置)

第七条 (略)

2 (略)

(罰則に関する経過措置)

第八条 (略)

(政令への委任)

第九条 (略)

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法

法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

(略)

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

(削る)	(削る)	(削る)
------	------	------

律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(略)

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の二第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二第五項、第四十一条第一号ロ、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

(略)

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十五 条の三第 一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務	その雇用する日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。)
--------------------	--	---

第十四条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者
(略)	(略)	(略)	

第二条第九項及び第十一項中「常時雇用する」を「期間を定め  
ないで雇用する」に改める。

第四十四条中「第三十条第二号」を削り、「第三十五条の三  
第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第  
一項ただし書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、  
「第三十条の二第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条の表  
第四条第三項の項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に  
改め、同表第二十六条第四項の項中「を受け、又は第十六条第一  
項の規定により届出書を提出している旨」及び「を受けている旨」  
を削り、同表第三十条第三号の項を削り、同表第三十四条第一項  
第二号、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号の項中「第四  
十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、  
同表第三十五条の三第一項の項を削り、同表第四十条の六第一項  
第一号の項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、  
同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四  
号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の  
二第一項の項を次のように改める。

(略)

(港灣労働法の一部改正)

第十五条 港灣労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次の

(新設)

第四十四条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四  
十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三  
十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並び  
に第五十四条」を「第五十四条並びに附則第五項及び第六項」  
に改め、同条の表第四条第三項の項中「又は第三号」を「第三  
号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、第三十九  
条及び第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第  
四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第三十五条  
の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四  
第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「又は第  
三号」を「第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一  
項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六  
第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のよ  
うに改める。

(略)

(港灣労働法の一部改正)

第十二条 港灣労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次の

ように改正する。

(略)

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削る。

ように改正する。

(略)

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項に	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）
------------	--	---

(略)

第十六条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「特定労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「第一条第五号」を「第一条第三号」に改める。

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に改め、同条の表第四条第三項の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に改め、同表第二十六条

(略)

	<p>おいて同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p>

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

(新設)

第二十三条中「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は」に改め、同条の表第四条第三項の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第

第四項の項中「を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨」及び「を受けている旨」を削り、同表第三十五条の三第一項の項を削り、同表第四十条の六第一項第一号の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

(略)

(職業安定法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一〇十四 (略)

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号) 第二条第五項

三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、「並びに第五十四条」を「第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「、第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

(略)

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一〇十四 (略)

(新設)

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 (略)

第十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十一号中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の六十七の項中「第十六条第一項若しくは第十九条」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 (略)

(新設)

(新設)

●建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第十三条関係）（傍線部分は修正部分）

修正案

政府案

<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等）</p> <p>第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（労働者派遣法の規定の読替え適用等）</p> <p>第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
第三十五条の三	その業務を迅速かつ的確に遂行するため	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）	（略）
第一項	に専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働	（略）	（略）

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>働者派遣により日雇 働者（日々又は二 月以内の期間を定め て雇用する労働者を いう。以下この項に おいて同じ。）を従 事させても当該日雇 労働者の適正な雇用 管理に支障を及ぼす おそれがないと認め られる業務として政 令で定める業務以外 の業務については、 その雇用する日雇労働者</p>
(略)	

●建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（附則第十四条関係）（傍線部分は修正部分）

修正案

政府案

<p>(定義) 第二条 (略) 2~8 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2~8 (略)</p>
<p>9 この法律において「建設業務労働者の就業機会確保」とは、事業主が、自己の期間を定め<sup>ない</sup>て雇用する建設業務労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他の事業主の指揮命令を受けて、当該他の事業主のために建設業務に従事させることをいい、当該他の事業主に対し当該建設業務労働者を当該他の事業主に雇用させることを約してするものを含まないものとする。</p>	<p>9 この法律において「建設業務労働者の就業機会確保」とは、事業主が、自己の常時雇用する建設業務労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他の事業主の指揮命令を受けて、当該他の事業主のために建設業務に従事させることをいい、当該他の事業主に対し当該建設業務労働者を当該他の事業主に雇用させることを約してするものを含まないものとする。</p>
<p>10 (略)</p> <p>11 この法律において「送出労働者」とは、事業主が期間を定め<sup>ない</sup>て雇用する建設業務労働者であつて、建設業務労働者の就業機会確保の対象となるものをいう。</p>	<p>10 (略)</p> <p>11 この法律において「送出労働者」とは、事業主が常時雇用する建設業務労働者であつて、建設業務労働者の就業機会確保の対象となるものをいう。</p>
<p>(労働者派遣法の規定の読替え適用等) 第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十四条の二、第三十五条の三第一項ただし</p>	<p>(労働者派遣法の規定の読替え適用等) 第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条</p>

書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条第一項に規定する派遣先とみなす。

この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条第四項	(略)	(略)	(略)
第五条第一項の許可	(略)	建設労働法第三十一条第一項の許可	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第二十六条第四項	(略)	(略)	(略)
第五条第一項の許可	(略)	建設労働法第三十一条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨	建設労働法第三十一条第一項の許可を受けている旨
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十条第三号	前二号	第一号	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十五条の四	その業務を迅速かつ	その雇用する日雇労働者	(略)

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>第一項</p> <p>的確に遂行するため に専門的な知識、技 術又は経験を必要と する業務のうち、労 働者派遣により日雇 労働者（日々又は二 月以内の期間を定め て雇用する労働者を いう。以下この項に おいて同じ。）を従 事させても当該日雇 労働者の適正な雇用 管理に支障を及ぼす おそれがないと認め られる業務として政 令で定める業務以外 の業務については、 その雇用する日雇労 働者</p>
(略)	<p>労働者（日々又は二月 以内の期間を定めて 雇用する労働者をい う。）</p>

修正案

政府案

（労働者派遣法の特例）

（労働者派遣法の特例）

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三条第三項から第五

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三

	(略)	(削る)
	(略)	(削る)
(削る)	(略)	(削る)
第三十五条の三 第一項	(略)	(略)
		項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。
		項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。
その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定め	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）	

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>て雇用する労働者を いう。以下この項に おいて同じ。)を従 事させても当該日雇 労働者の適正な雇用 管理に支障を及ぼす おそれがないと認め られる業務として政 令で定める業務以外 の業務については、 その雇用する日雇労 働者</p>
(略)	

修正案

政府案

（定義）

第二条（略）

一（四）（略）

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。）をいう。

（労働者派遣法の特例）

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の

（定義）

第二条（略）

一（四）（略）

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）をいう。

（労働者派遣法の特例）

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣

上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送業務に係る部分に限る。)、前節、第二十三條第三項から第五項まで、第二十三條の二、次條第三項、第三十四條の二、第三十五條の三第一項ただし書及び第二項、第三十五條の五、第四十條の十、第四十八條第二項及び第三項並びに第五十四條の規定(以下「業務の範圍等に関する

元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十五条	この法律	この法律(第四条第一項第一号(同号に規定する港湾運送業務に係る部分に限る。)、前節、第二十三條第三項から第五項まで、第二十三條の二、次條第三項、第三十四條の二、第三十五條の三第一項ただし書及び第二項、第三十五條の四第二項、第三十五條の五、第四十條の十、第四十八條第二項及び第三項、第五十四條並びに附則第五項

	(略)	第二十六条第四項	(略)	(削る)
	(略)	第五条第一項の許可	(略)	(削る)
規定」という。)を 除く。)	(略)	港灣労働法第十二条 第一項の許可	(略)	(削る)

	(略)	第二十六条第四項	(略)	第三十五条の四 第一項
	(略)	第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨	(略)	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項に
及び第六項の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）	(略)	港灣労働法第十二条第一項の許可を受けている旨	(略)	その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p> おいて同じ。)を従  事させても当該日雇  労働者の適正な雇用  管理に支障を及ぼす  おそれがないと認め  られる業務として政  令で定める業務以外  の業務については、  その雇用する日雇労  働者 </p>
(略)	

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案

政府案

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第二条</u>第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のた<sup>め</sup>に行<sup>為</sup>をする者をいう。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第二</u>条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のた<sup>め</sup>に行<sup>為</sup>をする者をいう。</p> <p>6～8 (略)</p>
--	---

修正案

政府案

（傍線部分は修正部分）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
<p>一〇八十（略）</p> <p>八十一 有料職業紹介事業若しくは労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就機会確保事業の許可</p> <p>（注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。</p>		<p>一〇八十（略）</p> <p>（二）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭</p>	<p>九万円</p>
<p>一〇八十（略）</p> <p>八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就機会確保事業の許可</p> <p>（注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。</p>		<p>一〇八十（略）</p> <p>（二）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭</p>	<p>九万円</p>

和六十年法律第八十八号  
第五条第一項（労働者派遣  
事業の許可）の労働者派遣  
事業の許可（更新の許可を  
除く。）

(三) (六) (略)

八十二〜百五十九 (略)

和六十年法律第八十八号  
第五条第一項（一般労働者  
派遣事業の許可）の一般労働者  
派遣事業の許可（更新  
の許可を除く。）

(三) (六) (略)

八十二〜百五十九 (略)

●住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案

政府案

別表第一（第三十条の七関係）

別表第一（第三十条の七関係）

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>六十七 厚生労働省</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>六十七 厚生労働省</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、<u>第十六条第一項若しくは第十九条</u>の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>